

# 令和4年第4回定例会 正 誤 表

## 《概要説明》

### 別紙1 八雲町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要

頁	訂正箇所	誤	正
7	本文中段	20 【附則第4条第1項～第3項】	20 【附則第4条第1項～第3項】
8	本文中段	24 【附則第8条第1項～第2項】 改正法附則第8条第4項において、施行日後に新たに設置された職及び年齢について条例で定めることで常勤職員から定年前再任用短時間勤務職員への任用替えができない旨の規定を受けての条例規定の追加	24 【附則第8条第1項～第2項】 改正法附則第8条第4項において、施行日後に新たに設置された職及び年齢について条例で定めることで暫定再任用職員から定年前再任用短時間勤務職員への任用替えができない旨の規定を受けての条例規定の追加

### 別紙2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の概要

頁	訂正箇所	誤	正
11	本文下段	17 【附則第4条第5項】 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、期末手当を支給する規定	17 【附則第4条第5項】 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、期末手当を支給する規定
12	本文上段	18 【附則第4条第6項】 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして勤勉手当を支給する規定	18 【附則第4条第6項】 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして勤勉手当を支給する規定